

○厚生労働省告示第百十八号

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第二十五条第三項の規定により、次のように労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の四十四の六第一項の登録適合性証明機関を登録したので、同令第一条の二の四十四の十六の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人 安全・環境マ ネジメント協 会	大阪府東大 阪市楠根一 丁目八番二 十七号	石田 豊	一般社団法人 安全・環境マ ネジメント協 会	大阪府東大阪市楠 根一丁目八番二十 七号	平成二十九年五月 十七日
公益社団法人 産業安全技術 協会	埼玉県狭山 市広瀬台二 丁目十六番 十六号	永石 治喜	公益社団法人 産業安全技術 協会	埼玉県狭山市広瀬 台二丁目十六番二 十六号	平成二十九年五月 八日

二十六号